令和８年（フ）第２６８０号
大阪市福島区吉野４丁目６番25号　ＳＫ　ＦＵＫＵＳＨＩＭＡ　ＧＡＲＤＥＮ　ＳＵＩＴＥ　401号
破産者　吉田　記代
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８７２号
大阪府池田市緑丘２丁目３番９号　ナッツヴィラＤ
破産者　大石健太郎
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１５６号
大阪市城東区鴫野東２－６－７　コーポ・ラ・ベリエール702、住民票上の住所大阪市西区千代崎３丁目１番45号401
破産者　谷口　由美
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０１号
大阪府柏原市平野２丁目18番47号
破産者　富岡　亮平
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４０２号
大阪府柏原市平野２丁目18番47号
破産者　富岡可奈子
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４６７号
堺市堺区北半町西３番17号　シャトーイワサキ302号
破産者　森本　直子
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４８６号
堺市南区槇塚台２丁38番20号
破産者　馬場　貴基
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４９９号
堺市北区大豆塚町２丁66番地６　シャンポール弐番館201号
破産者　松岡　レン
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５２０号
堺市北区中村町1221番地１
破産者　下元佳代子
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９号
兵庫県伊丹市野間北５丁目４番７－１号
破産者　藤原　隆也
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第４９号
兵庫県宝塚市向月町20番９号　宝塚マスカレード305、前住所兵庫県宝塚市鹿塩１丁目１番22―203号
破産者　谷藤　裕昭
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１０１号
兵庫県宝塚市山本野里１丁目45番地の１　ハイムプロミネンス宝塚205、前住所東京都東久留米市前沢３丁目11番26号　フォレスト105
破産者　西田　凌太
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１２２号
兵庫県伊丹市西台５丁目２番４号
破産者　橘　　誠
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１３７号
兵庫県宝塚市野上６丁目５番５－402号
破産者　神谷　健次
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和７年（フ）第２０９号
愛媛県松山市東石井６丁目５番12号　グランドハイム東石井402号
破産者　沖　　清志
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３５４号
愛媛県松山市南江戸６丁目1697番地　丸山荘
破産者　桑原　康彦
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７７号
愛媛県松山市保免西４丁目１－70　ゆりハイツ202号、住民票上の住所愛媛県大洲市長浜甲208番地の６
破産者　池田　千里
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３７号
愛媛県松山市北久米町516番地　シオンＫ105号
破産者　濱垣　昂平
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部